



ご挨拶

委員長 中村 克宏

当連盟では目下、規約の改正について運営委員会を開き、以前委員長をなさっていた方々のご意見を頂く会をもったりなどして、検討中です。

連盟の発足当時のテニス環境と現在のそれとはかなり状況に変化が出ていることは異論の挟む余地のないところでしょう。会員の年齢構成については前の会報で事務局から詳しいデータが報告されています。

年齢の変化の他に、もう一つ変わった点があるようです。会員全体の中に競技会指向の方、旅行などを兼ねてテニスを楽しみたい方、差し当たり手近な所で手近にテニスを楽しみたい方と分極化が出て来たように思われます。当然これは絶対的なものでなく、各個人の間でいろいろな比率でこの三つが混じりあっているわけですが、連盟発足当時は三つ目が殆どの方の指向するところであったように思います。

このような事情を考慮に入れていたかどうかということは置くとして、年間行事は、技量別大会等の三大大会、東北マスターステニス交流会、対いわきVTC交流試合等の他県との交流、Week day交歓会など比較的参加しやすいもの、の三つに分かれています。このような内容に変わってきた経緯については私は常時運営委員会内にいたわけではありませんのでよく分かりませんがやはり会員の指向に導かれた結果なのかなと考えております。

間もなく規約変更についてのアンケートを会員全員にお願いする運びになっておりますが、300名をこえる、いわゆる高齢者を主とする本連盟の今後の進む方向をどうすればよいか、一言でも二言でも結構だと思います、ご意見をお寄せ頂ければさいわいと存じます。



目次

◇ 委員長挨拶	中村 克宏委員長	pp
◇ 連盟規約の改正に向けて	和田 忠彦副委員長	1
◇ 宮城県壮年テニス連盟規約(全文)		2
◇ 「下手にも三分の理」	鈴木 総一郎	3
◇ "ラケット・マニア"	中村 克宏	4
◇ 「ジャスト」と「セーフ」	天の邪鬼	5
◇ 平成14年度年間行事予定表		6
◇ 混合ダブルス大会開催要綱		6



年会費(平成14年度)納入のお願い

平成14年度年会費の納入をお願いいたします。処理上の間違いを防ぐため、ご面倒でも同封してあります郵便振替用紙をご利用になり、最寄りの郵便局より振り込んで下さい。振り込み手数料は無料です。単独会員は3000円、家族家族は4500円です。

平成14年度役員担務表

委員長	中村 克宏	
副委員長	菅野 義治	庶務
運営委員	和田 忠彦	競技
	石塚 十三一	会計
	梅崎 千枝子	広報
	長田 輝夫	競技
	北野 妙子	庶務
	後藤 玉子	競技
	酒井 倭子	広報
	佐々木 宏昭	競技
	武田 義子	競技
幹事	外山 担	会計
	八重樫 トモ	競技
	大賀 延行	事務局
	高橋 龍夫	

連盟規約の改正に向けて

副委員長 和田 忠彦

平成13年度総会(13.12.1)に於いて、委員長から規約改正(会員の年齢条項)に関して動議が出されましたが、「会報第32号(平成13年度総会報告・菅野副委員長)」の通り、総会出席者から「会員全体からの意見集約が必要」というご意見もあり、当運営委員会では、規約改正に関して第2回(14.3.5)・第3回(14.4.4)第4回(14.4.26)と議論を重ねるとともに、その間に(14.4.19)歴代委員長さんを始め、古くからの会員の方々からのこの件についてのご意見を拝聴する機会を持ちながら、規約改正(案)作成に取り組んできました。

本連盟も発足いらい17年の歳月が経過し、当テニス連盟をとりまく社会情勢の様変わり、「会報第32号・会員年齢層別構成図・事務局」をお読みいただいでお分りの通りであります。

そこで、当運営委員会では、17年前に作成された連盟規約の根幹部分である総則第1条～第3条について、現在の諸情勢に対応し切れないという問題点はなにかを議論することを通して、改正(案)作成を行いました。

☆第1条～「本会は、宮城県壮年テニス連盟と称する」

- ◆問題点～・宮城県という名称が付くことによって公営コートを利用する際に、管理者側に県の施設を利用するのが第一義的ではないかといった印象を与えているのではないかといった点。(特に仙台市が、政令指定都市になってからの行政サイドにそんな空気を感じる)
- ・具体的には、平成14年度の各団体行事への仙台市営コート利用割り振り会議(13.11)開催にあたって、本連盟には、案内がなく、年間行事のコート確保に苦心する事態が生じた点。
- ・名称の「壮年」(男性を対象としたイメージも強い)については、当テニス連盟会員の年齢構成が、男性60歳以上、女性55歳以上が70%を越えようとしている時代に、語句の持つ意味からも一考を要するのではといった点。
- ・名称の「連盟」については、次年度より県テニス協会組織の中に高齢者のテニス部門が、女子連(日本女子テニス連盟)

学連(全国大学学生テニス連盟)、高体連(高等学校体育連盟テニス部門)と同じカテゴリーに入る可能性も出てきたので、名称の並びから、当方も後尾に「連盟」を付けておく方がよいのではないかといった点。

◎改正案～「本会は、みやぎいきいきテニス連盟と称する。」

・Miyagi Vivid Senior Tennis Players Federation(現行のMVTFと同じになります)

「Vivid」は活気にあふれた、元気な、澁刺としたの意味あり、通称「いきいきテニス連盟」ではどうでしょうか。

☆第2条～ 正会員

「宮城県に住居または勤務地を持ち、テニスを愛好する45歳以上の男子および40歳以上の女子、ただし・・・」

- ◆問題点～・当連盟会員の年齢層別構成は、前段で述べたように、男性60歳以上、女性55歳以上が会員の70%を越えるという実態にあることをしっかりと認識する必要があるという点。
- ・会員の年齢差が大きくなるとともに、体力差や技量差が出て来て、練習会やゲームにも影響が出ているといった声がある点。
- ・テニスの普及に伴い男子45歳代、女子40歳代の人達が活動出来る場がふえているという点。
- ・高齢者の健康と福祉を掲げて、「ねんりんピック」が開催されるようになって、周辺県はもとより全国的にシニアテニス振興の気運が高まってきており、そうした動向に適切に対応する必要性が出て来た点。
- ・行事開催にあたり、高齢者の健康、福祉を念頭に連盟として行政に援助や便宜を要請しても、団体として対象外といった扱いを受けたこともあった点。

◎改正案～「宮城県内に居住または勤務する、男子60歳以上、女子55歳以上のテニス愛好者とする。ただし・・・以下は現行通

り」

(前文および賛助会員に関する条文は、従来通りとする。)

・他道府県の高齢者テニスプレーヤーの集まりの多くは、男子60歳以上、女子55歳以上のケースが多い。また、家族会員で参加する場合、男子60歳以上、女子55歳以上とすれば、大方のご夫婦が揃って年齢条件をクリア出来るのではないのでしょうか。

☆第3条～「本会は、会員相互の友好をはかり、且つ、技を磨き、テニスを楽しむことを目的とする。」

◆問題点～・会員の高齢化が進んでいるにも拘わらず、目的の中に会員の健康・福祉といった観点が欠落しているといった点。

◎改正案～「本会はテニスを通じて、会員の健康増進と相互の友好をはかることを目的とする。」

・連盟会員の高齢化が進む状況を考えた時、会員各自が長寿社会の一員として、テニスを通じ自らの健康維持・増進をはかることが大切だと考えます。従って、目的のなかに高齢者の健康・福祉の観点を明確に示す事で、本連盟が単に友好や技を磨きテニスを楽しむのみの団体ではないといった面を、対外的にアピールすることも可能になるのではないのでしょうか。

◇現会員で規約改正時男子60歳未満、女子55歳未満の方々は、現行通り正会員として本連盟に留まることが出来ることを「付則」に付け加えます。

以上、運営委員会として会員の皆様に改正案をご提示申し上げます。規約改正に当たっては、会員全体の意志反映が望ましいといった総会の決定に従い、会員の皆様のご意見をアンケート形式にてお計らいさせていただき、その結果をもとにして最終案を今年の総会上程させていただくことにします。

ご面倒でも同封の「ハガキ」にご記入の上、期日までご返信下さるようお願い致します。

第1条～第3条以外でも、改正した方が良いと思われる条項がありましたら、ハガキの空白欄にお書き下さい。運営委員会で検討させていただきます。ご参考のため

に現行規約の全文を掲載いたします。アンダーラインの箇所が改正案の対象となった所です。

宮城県壮年テニス連盟 規約

総 則

- 第1条 本会は宮城県壮年テニス連盟と称する。
- 第2条 本会は次に掲げる正会員および賛助会員を以て構成する。
- 正会員：宮城県に住居または勤務地を持ちテニスを愛好する45歳以上の男子および40歳以上の女子。ただし、正会員が県外に転出した場合本人の希望により正会員の資格を継続することが出来る。
- 賛助会員：本会の趣旨に賛同し、本会の活動を支援する個人及び団体。
- 第3条 本会は会員相互の友好をはかり、且つ、技を磨き、テニスを楽しむことを目的とする。
- 第4条 本会はその目的を果たすため次の活動を行う。
- (1) テニス大会
 - (2) テニス練習会
 - (3) 会報の発行
 - (4) その他、本会の趣旨に沿い運営委員会にて企画されたこと。

会 計

- 第5条 本会の事業年度は12月1日に始まり翌年の11月末日に終わる。
- 第6条 本会活動に必要な経費は正会員の納める年会費、大会、練習会等ごとに徴収する参加費及びその他の寄付金を以てあてる。
- 第7条 正会員は年会費を納めなければならない。年会費の総額は総会で定める。
- 第8条 運営委員会は年度末に翌年度における諸活動の実行計画およびそれに伴う予算案ならびに、当年度の決算案を作成し、総会の承認を得なければならない。
- 第9条 当年度の予算案に提示されていない緊急臨時の費用については運営委員会の議を経て支出することが出来る。但し、この場合においては次の総会に報告し、総会の承認を得なければならない。
- 第10条 会費の納入期限は毎年6月末とする。納入なき場合は休会扱いとし、以後の通信連絡は行わない。年度内に納入なき場合は退会扱いとする。

役員 および 役員会

- 第11条 本会の活動を組織的に実行するため次の役員をおく。
- 運営委員：本会の諸活動の具体的な企画およびその実行計画を策定実施するため、必要数の運営委員を置く。運営委員の任期は1年とし、前年度の総会において選出する。再任または重任を妨げないが、原則として引き続いて3年

の打球時の機械振動を電気信号に変え、吸収し、グリップの振動を軽減し、手にかかる衝撃を緩和するというものです。どの程度効果があるかは分かりませんが、この後に他社がフレームとグリップの間にもう一層のフレームを入れることで両者の機械的結合をゆるくし、手に与える衝撃を少なくするというラケットを発売しました。ルールブックが出来たのはその頃です。多分偶然だったのだと思いますが、少々気にはなりません。ところが、これを書いている中に、問い合わせをしていたメーカーから電話があって、2、3日前に日本テニス協会が協議した結果、使用可という結論が出たという答えが帰って来ました。いかにもどたばたとしていてメーカーに振り回されてルールを変えているように思えてなりません。

アマチュア選手にロゴマークの大きさを規制する必要があるのか、これは多くの方がそう思っておられるようです。メーカーはこれを承知で、使用可のウエッジと不可のものとして二種類売っています。ファッション性の高い公式戦使用不可のウエッジとシンプルな公式戦用のものを作れば、両方買う方が増えるだろうとまた、げすの勘ぐりが頭を擦げます。

また、試合進行中の妨害が起きた場合の対処に関する細則の変更がここ数年続けて2、3回行われています。昨年の宮城国体の直前にも変更があり、審判員のかたの中にも知らなかった方が少なからずおられたようです。

ルールは簡単な方が判かりやすいと思うのですが現実には必ずしもそうでない所が難しいところです。

名前を出すのはまずいのかも知れませんが、私の問題のラケットはHeadの製品です。3、4年前に使っていた同社のラケットでこれを使って全日本の試合にも出ましたが、これは誰も規則違反に気が付いていなかったのか何のお咎めもなく、翌年になって世界テニス協会から使用禁止のお触れが出て製造中止となりました。これは縦のガットの長さがルールに規定されているより5センチ程度長かったのです。チャンが所謂「長ラケ」を使ってから、ラケットの長さの規定が見直されましたが、改定前の規定は現在のものより10センチ程度長かったのです。ガットの長さの規定は私も知りませんでした。1年間は少なくとも見逃されていたのです。そのラケットに関しては同社の他の製品と無料交換してくれましたが、悔しさも手伝って使えなくなった前のラケットに比べれば月とスッポンだなど思いました。同じ会社で二度もやってくれましたねと一時にせよがっかり来て、使えるといわれてもどうするか少し迷っています。

「ジャスト」と「セーフ」

天の邪鬼の一言

テニスの試合がセルフジャッジで行われるのが当たり前になりつつありますが、どうしても気になるコールがあります。「ジャスト」と「セーフ」です。

前者は「アウト」、後者は「グッド」の代わりに使われているものと思われます。

後者の方は、日本のテレビの野球放映でアナウンサーが「「アウト」か「セーフ」か判定に苦しむきわどいプレーです。」などと云っているのをよく耳にしているせいでしょうか。「アウト」という言葉の反意語（反義語）として「セーフ」という言葉が反射的に口から出てくるものと思われます。もちろん、云っている本人は「グッド」あるいは「イン」という判定用語の代わりに「セーフ」と云っているのでしょうし、これを聞いている相手のプレーヤーや観客も別に違和感を持ってはいないようです。全国規模の公式戦においても多くの選手が「セーフ」と云っているようですし、このコールにより問題が起きたという話は聞いておりません。野球大国万歳といったところでしょうか。そういえば、日常用語として、この「セーフ」という言葉が便宜的にしばしば使われています。「バスに乗り遅れるのではないかと心配していたが、間一髪セーフでした。ヤレヤレ。」とか、「大切なヘソクリの場所を奥方に見破られそうになったが、かろうじてセーフでした。ホー。」とか、「ゴルフボールが木に当たって跳ね返ってきて、OBにならずにセーフ。ラッキー」などなど。

言葉は、意志や気持ち、状況などを伝える手段の一つであるとするならば、その内容が間違いなく伝わる限り本来の正しい用法でなくても支障がないという一例でしょうか。（テニスの試合で「イン」や「グッド」の代わりに「セーフ」という言葉を使ってもよいと主張をしているものではありません。出来れば、正しい用語でゲームをしたいものです。）

しかし、「ジャスト」という言葉が「アウト」という意味を持つに至った経緯がよく分かりませんし、公式戦で使われたのを聞いた覚えもありません。

東北地方、それも仙台周辺地区に限った「方言」？なのでしょう。 「ジャスト・アウト」が短縮されて「ジャスト」になったという説もあります。「ジャスト・アウト」だとしたらこれは英語のいわゆるカタカナ読みでしょうか。"just out"という英語があったのかと大英和辞典を探しても見つかりません。和製英語なのでしょう。その意味も解釈不能です。ご存じの方は是非その由来について本会報にご投稿をお願いしたく存じます。

テニス界においてこの「ジャスト」という言葉が「アウト」という言葉の肩代わりをするまでにはまだ相当な「みちのり」があるように感じます。

多分、「セーフ」と同じようには「テニス界における市民権」を得られることはないと思われます。



